

寒川町融資制度

平成30年4月1日

融資制度名	融資対象者	使 途	限度額	期間及び利率	保 証 人	担 保	取扱金融機関	申込提出先
中小企業事業資金 融資	次の要件を全て満たす中小企業者 1. 中小企業基本法第2条に定める中小企業者 (発行株式の総数または出資の総数の2分の1を超えた出資が中小企業以外の企業から行なわれていない事業者) 2. 原則として町内に住所及び事業所を有し、 1年以上継続して同一事業を営んでいる 3. 町税を完納している ※神奈川県信用保証協会の信用保証をつける ことが要件です(保証料補助有り)	事業活動に必要な、 運転資金 及び 設備資金	500万円	60月以内 (据置期間4月以内を含む) 年2.3%以下 (H29.4.1~適用)	1人以上の連 帯保証人 を必 要とする	必要に応じて	湘南信用金庫寒川支店 Tel 75-3311 平塚信用金庫寒川支店 Tel 74-5151 横浜銀行寒川支店 Tel 74-7111 静岡中央銀行寒川支店 Tel 74-1510	取扱金融機関
中小企業施設整備 資金特別融資	次の要件を全て満たす中小企業者 1. 上記1に同じ 2. 町内で事業所等の新設・増設・更新を行う 3. 税金を完納している ※神奈川県信用保証協会の信用保証をつける ことが要件です(保証料補助有り)	施設整備資金 ※新設・増 設・更新	5,000万円 (ただし、融資 の対象となる総 事業費の80% を上限)	10年以内 (据置期間6月以内を含む) 年2.3%以下 (H29.4.1~適用)				
小口短期資金融資	町内に1年以上居住し、同一事業を1年以上 営んでいる者で、従業員20人以下の法人ま たは個人で、町税を完納している者	運転資金	150万円	17月以内 無利息	必 要	不 要	X	寒川町商工会 Tel 75-0185
勤労者生活資金 融資	勤労者で、町の住民基本台帳に記載されてい る者。または、町内に所在する事業所に勤務 している者	冠婚葬祭費 医療費 教育資金 住宅資金 物品購入資金	300万円	120月以内 ※用途により倍率 が異なります。詳 しくはお問い合わせ 下さい。	取扱金融機関の規定による		中央労働金庫茅ヶ崎支店 Tel (0467) 87-8822	